久留米市　災害救助法に基づく応急修理

事前相談

①「申込書類等」の入手
②「り災証明書」の入手
※「り災証明書」は生活支援課・各総合支所地域振興課で発行

別紙事項を要確認

必要に応じて業者の斡旋
※希望業者でも可能

見積依頼

修理業者

修理見積書送付
修理内容の説明

被災された方

住宅政策課

申請書等提出（受付）

≪申込書の提出≫
①「住宅の応急修理申込書」
②「資力に関する申出書」
③「修理見積書」
（後日提出可だが、工事決定時には必要）
④「り災証明書」（申請中でも可）
⑤「施工前の被害状況が分かる写真」

審　査

「写真」「修理見積書」の審査
※災害救助法対象分と個人対象分に整理
必要に応じて現地調査も実施する。
※申込者が希望業者を選択した場合は、
暴力団関係の警察照会の必要がある。

建築指導課

「応急修理実施連絡書」を送付

工事の依頼

①「応急修理依頼書」「請書等」を送付

工事契約
（自己負担分）

修理業者

②「請書等」を送付

被災者に連絡の上、工事を実施

修理業者による工事の実施

完了検査

被災された方

「工事完了報告書」を提出
（施工前、施工中、施工後の写真等を添付）

建築指導課

修理費用の確定連絡

修理業者

請求書の提出

支払い

自己負担分
の支払い

支払い

住宅政策課

※修理費用のうち、１世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担する。